

のとする。

(助言又は指導)

第5条 条例第16条の規定による助言又は指導は、原則として書面で行うものとする。ただし、緊急等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(勧告)

第6条 条例第17条の規定による勧告は、勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(命令)

第7条 条例第18条第1項の規定による命令は、命令書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第18条第2項に規定する通知書は、命令事前通知書(様式第7号)とする。

3 条例第18条第8項に規定する標識は、標識(様式第8号)とする。

(代執行)

第8条 条例第19条第1項の規定による代執行に係る行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の戒告は、戒告書(様式第9号)により行うものとする。

2 条例第19条第1項の規定による代執行に係る行政代執行法第3条第2項の代執行令の通知は、代執行令書(様式第10号)により行うものとする。

とする。

(特定空家等に係る助言又は指導)

第7条 条例第23条第1項の規定による助言又は指導は、原則として書面で行うものとする。ただし、緊急等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特定空家等に係る勧告等)

第8条 条例第24条第1項の規定による勧告は、特定空家等勧告書(様式第9号)により行うものとする。

2 条例第24条第2項の規定による勧告の撤回は、特定空家等勧告撤回通知書(様式第10号)により行うものとする。

(命令等)

第9条 条例第25条第1項の規定による命令は、命令書(様式第11号)により行うものとする。

2 条例第25条第2項に規定する通知書は、命令事前通知書(様式第12号)とする。

3 条例第25条第8項に規定する標識は、標識(様式第13号)とする。

(代執行等)

第10条 条例第26条第1項の規定による代執行に係る行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の戒告は、戒告書(様式第14号)により行うものとする。

2 条例第26条第1項の規定による代執行に係る行政代執行法第3条第2項の代執行令の通知は、代執行令書(様式第15号)により行うものとする。

<p>3 条例第19条第1項の規定による代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（<u>様式第11号</u>）とする。</p> <p>（即時執行）</p> <p><u>第9条</u> 条例第21条第2項の規定による通知は、即時執行通知書（<u>様式第12号</u>）により行うものとする。</p> <p>（補則）</p> <p><u>第10条</u> [略]</p>	<p>3 条例第26条第1項の規定による代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（<u>様式第16号</u>）とする。</p> <p>（即時執行）</p> <p><u>第11条</u> 条例第30条第2項の規定による通知は、即時執行通知書（<u>様式第17号</u>）により行うものとする。</p> <p>（補則）</p> <p><u>第12条</u> [略]</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式を次のとおり改める。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

様

北上市長



空家等立入調査実施通知書

北上市空家等対策条例第12条第3項の規定により、次のとおり空家等の立入調査を実施するので通知します。

記

- 1 対象
- 2 日時
- 3 趣旨及び内容

様式第2号（第3条関係）

		第 号
空家等立入調査員証		
所 属		
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、北上市空家等対策条例第12条第2項及び第13条第1項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）		
北上市長		
		印

年 月 日

様

北上市長



管理不全空家等認定通知書

あなたが所有又は管理する次の空家等を北上市空家等対策条例（以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認定しました。

については、条例第18条の規定により、当該管理不全空家等が不適切な状態になることを防止するために次のとおり指導しますので、速やかに必要な措置を実施してください。

記

1 対象となる空家等

所在地

用途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2 指導の内容

3 指導の理由

4 指導の責任者

5 留意事項

- (1) 上記2の指導の内容に係る措置を実施し、管理不全空家等に該当しない状態になった場合は、遅滞なく上記4に報告してください。
- (2) 正当な理由なく不適切な状態になることを防止するために必要な措置をとらなかった場合は、法第13条第2項及び条例第19条第1項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- (3) 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2の規定により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、前号の勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

年 月 日

様

北上市長



管理不全空家等認定解除通知書

あなたが所有又は管理する次の空家等を空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認定しましたが、必要な措置が実施されたため、北上市空家等対策条例第17条第3項の規定により、当該認定を解除します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等
所在地
用 途
所有者（管理者）の住所及び氏名

- 2 解除の理由

年 月 日

様

北上市長



管理不全空家等勧告書

あなたが所有又は管理する空家等を空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認定し、必要な措置を講じるように指導（助言）してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

については、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第2項及び北上市空家等対策条例第19条第1項の規定により、次のとおり速やかに必要な措置をとるよう勧告します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用 途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告の理由

4 勧告の責任者

5 措置の期限 年 月 日

6 留意事項

(1) 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に報告してください。

(2) 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2の規定により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

年 月 日

様

北上市長



管理不全空家等勧告撤回通知書

あなたが所有又は管理する次の空家等を空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認定し、 年 月 日付け 第号により、必要な措置をとるよう勧告しましたが、当該措置が実施されたため、北上市空家等対策条例第19条第2項の規定により、当該勧告を撤回します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等
所在地
用 途
所有者（管理者）の住所及び氏名

- 2 撤回の理由

年 月 日

様

北上市長



特定空家等認定通知書

あなたが所有又は管理する次の空家等を北上市空家等対策条例（以下「条例」という。）第22条第1項の規定により、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認定しました。

ついては、条例第23条第1項の規定により、当該特定空家等の不適切な状態を解消するよう次のとおり指導（助言）しますので、速やかに必要な措置を実施してください。

記

1 対象となる空家等

所在地

用途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2 指導（助言）の内容

3 指導（助言）の理由

4 指導（助言）の責任者

5 留意事項

- (1) 上記2の指導（助言）の内容に係る措置を実施し、特定空家等の不適切な状態を解消した場合は、遅滞なく上記4に報告してください。
- (2) 正当な理由なく不適切な状態を解消する措置をとらなかった場合は、法第22条第2項及び条例第24条第1項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- (3) 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2の規定により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、前号の勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

年 月 日

様

北上市長



特定空家等認定解除通知書

あなたが所有又は管理する空家等を空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認定しましたが、必要な措置が実施されたため、北上市空家等対策条例第22条第3項の規定により、当該認定を解除します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者（管理者）の住所及び氏名

- 2 解除の理由

年 月 日

様

北上市長



特定空家等勧告書

あなたが所有又は管理する空家等を空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認定し、必要な措置を講じるように指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、法第22条第2項及び北上市空家等対策条例第24条第1項の規定により、次のとおり速やかに必要な措置をとるよう勧告します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告の理由

4 勧告の責任者

5 措置の期限 年 月 日

6 留意事項

- (1) 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に報告してください。
- (2) 上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定により当該措置をとることを命ずることがあります。
- (3) 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2の規定により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

年 月 日

様

北上市長



特定空家等勧告撤回通知書

あなたが所有又は管理する空家等を空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認定し、 年 月 日付け 第 号により、速やかに必要な措置をとるよう勧告しましたが、当該措置が実施されたため、北上市空家等対策条例第24条第2項の規定により、当該勧告を撤回します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用 途
所有者（管理者）の住所及び氏名

- 2 撤回の理由

年 月 日

様

北上市長



命令書

あなたが所有又は管理する空家等を空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認定したため、年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項及び北上市空家等対策条例（以下「条例」という。）第25条第1項の規定による命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、次のとおり措置をとることを命令します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2 命令に係る措置の内容

3 命令の理由

4 命令の責任者

5 措置の期限 年 月 日

6 留意事項

- (1) 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に報告してください。
- (2) 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定により、50万円以下の過料に処せられます。
- (3) 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項及び条例第26条第1項の規定により、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

- (4) この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この命令書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

様

北上市長



命令事前通知書

あなたが所有又は管理する空家等を空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認定し、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項及び北上市空家等対策条例（以下「条例」という。）第25条第1項の規定により、次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項及び条例第25条第2項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、法第22条第5項及び条例第25条第3項の規定により、本通知の交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命じようとする理由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

6 留意事項

上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に報告してください。

標 識

次の特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項及び北上市空家等対策条例第25条第1項の規定により、措置をとることを命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用 途

- 2 命令に係る措置の内容

- 3 命令の理由

- 4 命令日

- 5 命令の責任者

- 6 措置の期限 年 月 日

年 月 日

様

北上市長



戒告書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有又は管理する次の特定空家等について、下記の措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項及び北上市空家等対策条例第26条第1項の規定により、次の特定空家等について下記の措置を執行しますので、行政代執行法第3条第1項の規定により戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

構造

規模

所有者（管理者）の住所及び氏名

2 措置の内容

3 留意事項

この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この命令書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

様

北上市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有又は管理する次の特定空家等を 年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項及び北上市空家等対策条例第26条第1項の規定により、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 代執行の対象となる特定空家等
所在地
用途
構造
規模
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 代執行の時期
- 3 代執行の内容
- 4 執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額
約 円
- 6 留意事項

この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この命令書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）

提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第16号（第10条関係）

執行責任者証

所 属

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。

年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）

北上市長



1 代執行をなすべき事項

代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載

2 代執行をなすべき時期 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

様

北上市長



即時執行通知書

あなたが所有又は管理する空家等は、適切な管理が行われていないことにより、周辺住民、財物に損害を与え、又は与えるおそれがあり、その損害を予防し、又はその拡大を防ぐために緊急に措置を行う必要があるため、北上市空家等対策条例第30条第1項の規定により、次のとおり即時執行を行いましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 措置物件
所在地
用途
構造
規模
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 即時執行日
- 3 措置の内容
- 4 執行責任者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。